

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の基本的な事項

1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について

①一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「処理基本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針として策定するものである。

なお、処理基本計画は、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行う。

②計画期間

(1)現在の処理基本計画

平成 13 年度から平成 22 年度までの 10 ヶ年計画

(2)新たな処理基本計画

平成 22 年度から平成 33 年度までの 12 ヶ年計画

中間目標年次を平成 27 年度とする

2. 草津市のごみ処理状況と課題について

①ごみ分別収集の変遷

ごみの分別については、昭和 40 年から 2 種分別（生ごみ・その他）を開始し、昭和 48 年に 3 種分別（生ごみ・プラスチック・その他）になり、クリーンセンターの稼働した昭和 52 年には 5 種分別を実施した。

昭和 57 年には粗大ごみの戸別回収を実施し 6 種分別となり、昭和 60 年には陶器・ゴム類から乾電池の分別を行い 7 種分別に、平成 8 年には陶器・ゴム類が小型破砕ごみ類と不燃物類に分別され 8 種分別に、平成 9 年にはプラスチック類からペットボトル類の分別を行い 9 種分別に、平成 13 年には不燃物類から蛍光管の分別を行い現在の 10 種分別となっている。

【現行の分別区分等】

ごみ種	収集回数	収集方法	排出方法
普通ごみ類	2回/週	ステーション方式	市指定袋
プラスチック類	2~3回/月	ステーション方式	市指定袋
ペットボトル類	1回/月	ステーション方式	市指定袋
金属類	1回/月	ステーション方式	市指定コンテナ
びん類	1回/月	ステーション方式	市指定コンテナ
小型破碎ごみ類	1回/月	ステーション方式	袋または直接
不燃物類	1回/月	ステーション方式	袋または直接
粗大ごみ	2回/月	戸別収集方式	処理券貼付し直接
乾電池	随時	拠点回収方式	回収箱
蛍光管	随時	拠点回収方式	回収箱

②ごみの排出量・資源化量の状況

平成 13 年度から平成 20 年度までのごみの排出量は下表のとおりとなっている。

【ごみ種別排出量の状況】

単位：t

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
普通ごみ類	33,524	32,777	34,279	34,543	33,896	33,805	34,287	34,994
プラスチック類	2,170	2,564	2,880	2,908	2,609	2,652	2,659	2,586
ペットボトル類	191	198	229	238	250	265	279	281
金属類	772	723	657	634	560	512	424	458
びん類	1,102	1,052	956	922	896	886	876	864
小型破碎ごみ類	136	142	158	170	211	228	161	178
不燃物類	599	579	623	630	606	651	652	694
粗大ごみ	354	328	372	347	317	324	306	323
乾電池	24	22	22	19	20	21	18	11
蛍光管	7	11	12	13	13	14	13	12
合計	38,879	38,395	40,188	40,425	39,378	39,358	39,674	40,401

*端数処理のため、ごみ種別の量と合計が一致しない場合がある。

焼却ごみである普通ごみ類は、平成 17 年度から一旦減少傾向に転じたが、平成 19 年度から再び増加傾向にある。プラスチック類は平成 16 年度をピークに、以後ほぼ横ばい傾向にある。ペットボトル類は増加傾向、びん類は減少傾向にあり、これはび

んの容器から、ペットボトルの容器への置換が進んでいると考えられる。金属類が減少傾向にあるのは、アルミ缶やくず鉄などの取引価格が高値で推移していることから民間資源化ルートに流れているためと考えられる。全体のごみ量でも、平成17年度から一旦減少傾向に転じたものの、平成19年度から再び増加傾向にある。

次に、家庭系ごみと事業系ごみの量および比率について下表に示す。

【ごみ排出量内訳（家庭系・事業系）】

単位：t

		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
人口（人）		113,335	113,796	114,009	114,712	115,431	116,411	117,419	119,123
家庭系	普通ごみ類	20,326	19,316	20,044	20,056	19,835	20,062	20,067	20,232
	資源ごみ	2,062	1,980	1,851	1,805	1,721	1,683	1,593	1,610
	その他ごみ	2,773	3,103	3,467	3,512	3,189	3,230	3,119	3,084
	小計	25,161	24,399	25,362	25,373	24,745	24,975	24,779	24,926
	比率	64.7%	63.5%	63.1%	62.8%	62.8%	63.5%	62.5%	61.7%
事業系	普通ごみ類	13,198	13,461	14,234	14,486	14,061	13,743	14,220	14,761
	資源ごみ	34	25	25	22	19	15	17	16
	その他ごみ	486	510	567	544	553	625	658	698
	小計	13,718	13,996	14,826	15,052	14,633	14,383	14,895	15,475
	比率（%）	35.3%	36.5%	36.9%	37.2%	37.2%	36.5%	37.5%	38.3%
排出量合計		38,879	38,395	40,188	40,425	39,378	39,358	39,674	40,401

*資源ごみ（ペットボトル類、金属類、びん類、乾電池、蛍光管）

*その他ごみ（プラスチック類、小型破碎ごみ類、不燃物類、粗大ごみ）

平成13年度と平成20年度を比較すると、人口は5.1%増加している。

家庭系ごみ量については、0.9%減少しているが、これは1人1日当たりの家庭系ごみ排出量が減少したことによるものである。

一方、事業系ごみ量については、12.8%増加しており、人口増加率を大幅に上回る増加率となっている。また事業系ごみ量の大幅な増加に伴い、総ごみ排出量に占める事業系ごみ量の割合も平成13年度の35.3%から平成20年度には38.3%と増加している。

事業系ごみ量の大幅な増加要因としては、大型商業施設の進出や増床、JR南草津駅周辺の飲食店舗等の増加が大きな要因である。

次に、資源化量に関する状況を下表に示す。

【資源化量の推移】

単位：t

		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
市	缶・金属屑	852	885	863	853	813	770	644	669
	びん類	909	942	988	844	825	825	829	794
	ペットボトル	184	204	196	226	251	270	280	283
	容器包装プラスチック	0	0	0	0	1,216	1,252	1,047	1,128
	プラスチック再成型品	77	58	61	46	0	0	0	0
	乾電池 蛍光管	34	40	36	39	39	38	35	25
	小計	2,056	2,129	2,144	2,008	3,144	3,155	2,835	2,899
集団回収	段ボール	352	354	331	364	406	524	540	662
	新聞	1,544	1,556	1,670	1,820	1,956	2,011	2,052	2,268
	雑誌	467	476	502	502	525	580	629	838
	古布	180	176	176	175	186	190	199	213
	小計	2,543	2,562	2,679	2,861	3,073	3,305	3,420	3,981
資源化量合計	4,599	4,691	4,823	4,869	6,217	6,460	6,255	6,880	
廃棄物発生量	41,422	40,957	42,867	43,286	42,451	42,663	43,094	44,382	
リサイクル率 (資源化率)	11.1%	11.5%	11.3%	11.2%	14.6%	15.1%	14.5%	15.5%	

*リサイクル率＝資源化量合計÷廃棄物発生量

平成17年度から容器包装プラスチックの資源化を開始したことにより、リサイクル率は15%前後に上昇したが、今後さらにリサイクル率を引き上げるためには、ごみの排出量の抑制や、より資源化しやすい分別収集体系に見直す等の施策が必要と考える。

一方、集団回収による古紙類等の資源化については、市民のリサイクル意識の向上や市の資源回収活動事業推進奨励金制度等の要因で着実に増加している。

③取り組むべき課題

(1)ごみの発生抑制および資源化率の向上

ごみ排出量の増加、最終処分場の残余量の逼迫、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類など、ごみをめぐる様々な問題があるが、これらに対処するためには、先ず、可能な限りごみの発生を抑制することが重要である。

そのために市は、排出者である市民や事業者に対して、ごみに関する啓発や情報提供、環境教育を推進する必要がある。

次に、排出されたごみについては、できる限り再生利用し、資源化率を高めていかなければならないが、市の平成 20 年度の資源化率は 15.5%となっており、現処理基本計画の目標である平成 22 年度で資源化率 24%を達成するのは難しい状況である。

今後は、資源化を促進するために、ごみの分別収集区分を見直す等、徹底した資源化施策を講じる必要がある。

(2)ごみ処理事業の効率化

ごみ量の増加や分別収集区分の細分化により、ごみ処理経費は増加する傾向にある。適正なごみ処理やリサイクルを行うためには必要以上に経費の削減を行うことはできないが、市の財政負担を軽減し、安定的な処理を行うためには、施設整備も含めたごみ処理事業の効率化に努める必要がある。

ごみ処理事業の効率化にあたっては、環境省が示している「一般廃棄物会計基準」や「一般廃棄物処理システムの指針」を活用し、コスト分析や処理システムの評価を行い、その結果を様々な角度から検討する必要がある。

(3)中間処理施設の整備

クリーンセンターは、昭和 52 年に稼動が開始され、その後、平成 5 年度から平成 8 年度にかけて、処理能力の向上を目的に基幹的更新工事を行い、またその後、平成 18 年度から平成 20 年度にかけて主要な機器の取替えを含め大規模な改修工事を実施した。この工事により概ね 7 年程度延命されると考えられるが、その後の新しい焼却施設の整備が必要になる。

焼却施設の整備にあたっては、温室効果ガスの発生抑制の観点から、ごみ発電等の余熱利用に積極的に取り組むとともに、焼却灰等のスラグ化により最終処分量の大幅な減量が可能となる熔融炉等の高度処理施設の導入も検討する必要がある。

また、資源化率をより高めるために、効率的な資源化システムを備えたりサイクルセンターの整備も併せて検討する必要がある。

(4)最終処分場の整備

市内に埋立ごみを受け入れ可能な最終処分場はなく、現在、大阪湾フェニックス計画により大阪湾内にある海面埋立処分場で埋立処理を行っているが、この埋立地も平成 33 年度で埋め立てが完了する見込みとなっており、それ以降の次期計画の目途はたっていないため、現在のフェニックス計画が終了するまでに市内に最終処分場を整備する必要がある。

(5)市民・事業者との協働

廃棄物の発生抑制、再使用、再利用については、排出者である市民や事業者の行動に負うところが大きいので、市は排出者の自主的な減量行動等を積極的に支援する必要がある。

(6)地球温暖化防止への配慮

地球温暖化をはじめとする大気、水質、土壌などの環境負荷への問題は、将来に影響を及ぼす大きな問題であり、その対応が不可欠となっている。

特に廃棄物を焼却処理する際に発生する二酸化炭素は、地球温暖化に大きく影響を及ぼすものであり、その排出量を抑制する必要がある。

3. 基本方針について

処理基本計画においては、次に示す基本方針に基づき計画を進めていくこととする。

①ごみの発生抑制の推進

3Rのうち、まず優先されるごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）に重点を置いた、ごみを出さない環境づくりを目指す。

ごみの発生抑制には、特に市民、事業者の主体的な協力が不可欠であることから、市は積極的にごみに関する啓発や情報提供、環境教育を推進するとともに、持続可能な発生抑制・減量化施策を展開する。

②多様な資源化の仕組みづくりの推進

発生抑制、再使用を優先した後に排出されるごみについては、徹底した資源化（リサイクル）により、資源を再生利用し循環させるとともに、焼却処理するごみ量の削減を目指す。

資源化を推進するために、家庭系ごみに対しては、分別収集区分の見直しや、集団回収の促進、各家庭における生ごみ処理の支援などの多様な資源化施策を推進する。

また、事業系ごみについては、排出者である事業者自らが、資源化と適正処理を行うことが原則であるため、市は事業者が排出するごみを可能な限り資源化処理ルートに誘導するとともに、資源化の仕組みづくりに向けての支援を行う。

③環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮したごみ処理の推進

ごみの処理については、環境汚染物質の発生防止や、二酸化炭素排出量の削減など環境負荷の低減に努めるとともに、効率的な処理事業の運営を行う。

また、ごみ処理施設の更新時には、焼却施設からのエネルギー回収や、環境汚染物質への対応がさらに強化できるなどの、地球環境にやさしい処理施設の整備を目指す。

4. ごみ発生量の推計（現状施策の場合）

①将来推計人口

ごみ発生量を推計する上で算定基礎となる将来推計人口を、次期草津市総合計画（目標年次平成 32 年度）の将来推計人口（国勢調査人口）の増減率を基本ベースとして、住民基本台帳登録人口（外国人登録者も含む）に置き換えて推計した。

人口増加は、平成 22 年度までは過去 10 年と同じようなペースで進み、それ以降も人口は増加するものの増加率は鈍化し、平成 32 年度の 126,450 人がピークとなり、平成 33 年度以降は減少傾向に転じると推計した。

	H20	H22	H27	H32	H33
推計人口	119,123 人	123,125 人	126,081 人	126,450 人	126,156 人
指数	100	103.4	105.8	106.2	105.9

②ごみ発生量の推計

現状の施策以外にごみの排出抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた新たな施策実施を行わない場合、ごみの発生量が将来的にどのように推移するかについて推計を行った。

推計方法として、家庭系ごみについては、ごみ種別の 1 人 1 日当たりのごみ排出量（g/人・日）を、過去 5 年間の実績等を基にトレンド法等を用い将来推計した上で、将来推計人口及び年間日数を乗じて算出した。

事業系ごみについては、1 日当たりのごみ排出量（t/日）を、過去 5 年間の実績等を基にトレンド法等を用い将来推計した上で、年間日数を乗じて算出した。

集団回収については、大幅増加した平成 20 年度の 1 人 1 日当たりの集団回収量（g/人・日）の実績に、将来推計人口及び年間日数を乗じて算出した。

	H20	H22	H27	H32	H33	H33/H20
家庭系ごみ	24,926 t	26,043 t	26,799 t	26,736 t	26,667 t	107.0
事業系ごみ	15,475 t	15,512 t	16,030 t	16,344 t	16,403 t	106.0
集団回収	3,981 t	4,117 t	4,227 t	4,227 t	4,219 t	106.0
合計	44,382 t	45,672 t	47,056 t	47,307 t	47,289 t	106.5
指数	100	102.9	106.0	106.6	106.5	

（詳細推計資料は P 17 以降に添付）

5. 減量化等の目標値

①国、県の廃棄物処理の目標値

国では循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会形成推進基本計画を策定し、①循環型社会の形成に関する施策についての基本方針、②循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、③その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めている。

平成 20 年 5 月に策定された第 2 次循環型社会形成推進基本計画の中で、一般廃棄物の減量化等の目標値を以下のとおり設定した。

また、滋賀県では平成 18 年 6 月に策定された第 2 次滋賀県廃棄物処理計画において、平成 22 年度の目標値を以下のとおり設定した。

【国、県の減量化等の目標値】

<p>国 第 2 次循環型社会形成推進基本計画</p>	<p>基準年次：平成 12 年度 目標年次：平成 27 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1 人 1 日当たりのごみ排出量（集団回収量含む） 平成 12 年度 → 平成 27 年度 約 10%削減 ○ 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 （集団回収量、資源ごみ除く） 平成 12 年度 → 平成 27 年度 約 20%削減 ○ 事業系ごみ排出量 平成 12 年度 → 平成 27 年度 約 20%削減
<p>滋賀県 第 2 次滋賀県廃棄物処理基本計画</p>	<p>基準年次：平成 9 年度 目標年次：平成 22 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1 人 1 日当たりのごみ排出量（集団回収量除く） 平成 9 年度 944 g → 平成 22 年度 900 g ○ リサイクル率 平成 9 年度 13% → 平成 22 年度 26% ○ 最終処分量 平成 9 年度 → 平成 22 年度 1 / 2 (10 万 t → 5 万 t) ○ 単純処理された量（総発生量から資源化量を減じた量） 平成 9 年度 → 平成 22 年度 1 / 2 (42 万 t → 21 万 t)

②草津市の目標とする数値

処理基本計画では、国や県が定める減量化・資源化目標等を踏まえ、発生抑制・減量化・資源化施策を展開していくため下記の目標数値を設定する。

(1) **「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）」を
平成20年度比で約20%削減します。**

- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く） 単位：g／人・日

$$= (\text{家庭系ごみ量} - \text{資源ごみ量}) \div \text{人口} \div 365 \text{日} (366 \text{日})$$
 - *対象となる現行のごみ種別
「普通ごみ類」、「プラスチック類」、「小型破碎ごみ類」、「不燃物類」、「粗大ごみ」
 - *除かれる現行の資源ごみ種別
「ペットボトル」、「金属類」、「びん類」、「乾電池」、「蛍光管」

平成20年度実績 536.2 g／人・日
 $(24,926 \text{ t} - 1,610 \text{ t}) \div 119,123 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \times 1,000,000 \text{ (g換算)}$

- 草津市の目標数値
平成20年度実績 536 g → 平成27年度 約15%削減 460 g (▲76 g)
→ 平成33年度 約20%削減 430 g (▲106 g)

*国の第2次循環型社会形成推進基本計画では、
平成12年度実績 660 g → 平成27年度 約20%削減 528 g

(2) **「1人1日当たりに換算した事業系ごみ排出量」を
平成20年度比で約15%削減します。**

- 1人1日当たりに換算した事業系ごみ排出量 単位：g／人・日

$$= \text{事業系ごみ排出量} \div \text{人口} \div 365 \text{日} (366 \text{日})$$

平成 20 年度実績 355.9 g / 人・日
 $15,475 \text{ t} \div 119,123 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \times 1,000,000 \text{ (g 換算)}$

●草津市の目標数値

平成 20 年度実績 356 g → 平成 27 年度 約 10%削減 320 g (▲36 g)
 → 平成 33 年度 約 15%削減 300 g (▲56 g)

(3) **「リサイクル率」を現状（平成 20 年度）の 15.5% から 24% に引き上げます。**

●リサイクル率（再生利用率） 単位：%

= 資源化ごみ量 ÷ 総ごみ発生量 × 100

* 資源化ごみ量：「直接資源化量（集団回収含む）」 + 「中間処理後の資源化量」

* 総ごみ発生量：「家庭系ごみ」 + 「事業系ごみ」 + 「集団回収」

平成 20 年度実績 15.5%
 $6,880 \text{ t} \div 44,382 \text{ t} \times 100 \text{ (%換算)}$

●草津市の目標数値

平成 20 年度実績 15.5% → 平成 27 年度 23% (7.5%up)
 → 平成 33 年度 24% (8.5%up)

* 現在の草津市の処理基本計画での目標数値

平成 11 年度実績 11% → 平成 22 年度 24%

* 県の処理計画では、

平成 9 年度実績 13% → 平成 22 年度 26% (平成 19 年度実績 19.9%)

* 国の方針では、

平成 9 年度実績 11% → 平成 22 年度 24% (平成 18 年度実績 19.6%)

* 国の施設整備計画では、

平成 19 年度実績 約 20% → 平成 24 年度 25%

6. ごみの発生抑制・減量化・資源化・適正処理の具体的施策について

目標達成のための具体的施策として、下記の取り組みが考えられ、その中から必要性や実現の可能性が高いものを費用対効果も勘案し、順次実施していくこととする。

①家庭系ごみの発生抑制・減量化・資源化施策

(1)発生抑制施策

- 食べ残し等の発生抑制の啓発
（「買いすぎない、作り過ぎない、食べ残さない」の3ない運動等）
- マイバックの普及促進、過剰包装の拒否の啓発
- 環境配慮物品等の使用促進、使い捨て商品の使用抑制の啓発
- 市民団体との協働による発生抑制運動の展開（市民団体等の支援）
- 市民へのごみに関する情報提供（ごみの減量効果、リサイクルの状況、ごみ処理コストなどの情報提供、広報媒体によるPR）
- 教育機関と連携した環境教育、ごみ学習の推進、ごみ減量意識向上機械の提供

(2)減量化（排出抑制）施策

- ごみ処理の有料化（指定ごみ袋による単純従量制の導入）の検討
- 生ごみの水切り励行推進の啓発（「ひとしぼり」運動）
- 生ごみ処理機・コンポストの普及促進
- 生ごみ堆肥化システムの構築の検討
- 市民農園や学校農園での堆肥利用による循環の環（わ）づくりの検討
- 店頭回収の利用促進（食品トレイ、牛乳パック、卵パック、携帯電話、プリンター、充電式電池等）
- リユース衣類の収集およびシステムの構築の検討
- リサイクル工房の創設の検討
- 粗大ごみの再生利用の促進
- フリーマーケットの開催、不用品交換制度の利用促進
- 民間リサイクルショップ等の利用促進

(3)資源化施策

- 資源物の集団回収の推進奨励
- 分別収集体制見直しの実施（資源物収集の細分化、分別の徹底）
- リサイクル推進員制度や分別協力員制度の導入検討
- ごみ出しの早朝指導（分別指導）の実施
- ごみ処理施設の見学研修の実施
- イベント等によるリサイクル意識の啓発

- 資源物拠点回収場所の拡充
- 剪定枝の資源化システムの構築の検討（チップ化による堆肥原料等）

②事業系ごみの発生抑制・減量化・資源化施策

(1)発生抑制施策

- 事業系ごみ処理手数料の見直しの検討
- 排出事業者への発生抑制・減量化・資源化指導
- レジ袋の無料配布の中止協力、過剰包装の抑制協力

(2)減量化（排出抑制）施策

- 分別区分の見直しの実施
- クリーンセンターへの資源ごみ搬入制限等の実施（古紙類等）
- 小規模事業者のごみ減量対策の検討（オフィス町内会など新たな仕組みづくり）
- 多量排出事業所に対する減量化計画作成運用指導
- 優良事業所の取り組み事例の紹介

(3)資源化施策

- 事業系ごみ袋の見直しの実施（可視化による分別徹底）
- クリーンセンターでのごみの搬入検査の実施（分別の徹底）
- 分別・減量化・資源化のマニュアル作成による啓発

③適正処理の施策

(1)中間処理施設の整備

- 焼却施設の更新
 - 地球温暖化防止に配慮した施設の検討
- リサイクルセンターの整備
 - 能率的に選別等ができる施設の検討

(2)最終処分場関係

- 新たな最終処分場の整備
- 大阪湾フェニックス次期計画実現に向けた取り組み
- 最終処分量の減量方策の検討

7. ごみ発生量推計（施策反映後）と目標値について

「4. ごみ発生量の推計（現状施策の場合）」に、「6. ごみの発生抑制・減量化・資源化・適正処理の具体的施策について」の減量効果等を反映させ、ごみ発生量推計を行った。反映させた減量効果施策等は下記のとおりである。

①家庭系ごみ

○分別収集体制の見直しの実施

現行の分別区分の普通ごみ類を、焼却ごみ類と古紙類の2つに分け、古紙類の資源化を図ることにより、焼却ごみ類が13%減量できるとともに、その減量分が資源化量となる。

○食べ残し等の発生抑制の啓発

普通ごみ類中の廃棄される手付かずの食品を半減させることにより、焼却ごみ類が1.3%減量できる。

○生ごみの水切り励行の推進

普通ごみ類中の生ごみ等の水切りを徹底し、もうひと絞り（10%減量）することにより、焼却ごみ類が2.3%減量できる。

②事業系ごみ

○分別区分の見直し実施、クリーンセンターへの資源ごみ搬入制限等の実施

事業系普通ごみ類には、資源化が容易な古紙類が12.6%含まれていることから、事業系には古紙類の区分を設けず事業者自ら古紙を資源化するよう指導することにより、事業系ごみ（資源ごみ除く）に対し毎年1%減量を目標に設定する。

○事業系ごみ袋の見直しの実施（可視化による分別徹底）

事業系ごみ袋を透明の袋に変更し可視化による分別の徹底を図ることにより、不適正排出を減らし、焼却ごみ量を削減する。（効果は上記の1%減量を含む）

【施策による減量効果等反映後のごみ発生量予測】 (単位：t)

		H20	H22	H23	H27	H32	H33	H33/H20
家庭系ごみ	現状	24,926	26,043	26,271	26,799	26,736	26,667	107.0
	施策後	24,926	26,043	25,510	26,026	25,973	25,900	103.9
事業系ごみ	現状	15,475	15,512	15,661	16,030	16,344	16,403	106.0
	施策後	15,475	15,512	15,506	14,899	14,141	14,000	90.5
集団回収	現状	3,981	4,117	4,150	4,227	4,227	4,219	106.0
	施策後	3,981	4,117	4,150	4,227	4,227	4,219	106.0
合計	現状	44,382	45,672	46,082	47,056	47,307	47,289	106.5
	施策後	44,382	45,672	45,166	45,152	44,341	44,119	96.6

(詳細推計資料はP17以降に添付)

【ごみ発生量の将来推計（現状施策の場合）】

単位：t

年度	家庭系ごみ			事業系ごみ	集団回収	合計
	普通ごみ	資源ごみ	その他ごみ			
20	20,232	1,610	3,084	15,475	3,981	44,382
21	20,714	1,657	3,230	15,395	4,048	45,044
22	21,028	1,672	3,343	15,512	4,117	45,672
23	21,158	1,684	3,429	15,661	4,150	46,082
24	21,181	1,672	3,500	15,720	4,157	46,230
25	21,261	1,672	3,570	15,811	4,176	46,490
26	21,341	1,672	3,603	15,902	4,194	46,712
27	21,481	1,680	3,638	16,030	4,227	47,056
28	21,415	1,668	3,646	16,063	4,219	47,011
29	21,411	1,661	3,650	16,140	4,223	47,085
30	21,407	1,661	3,661	16,209	4,223	47,161
31	21,462	1,662	3,689	16,323	4,238	47,374
32	21,400	1,653	3,683	16,344	4,227	47,307
33	21,338	1,639	3,690	16,403	4,219	47,289

*資源ごみ（ペットボトル類、金属類、びん類、乾電池、蛍光管）

【施策による減量効果等反映後のごみ発生量予測】

単位：t

年度	家庭系ごみ			事業系ごみ	集団回収	合計
	焼却ごみ	資源ごみ	その他ごみ			
23	18,747	5,735	1,028	15,506	4,150	45,166
24	18,790	5,778	1,033	15,311	4,157	45,069
25	18,881	5,829	1,022	15,159	4,176	45,067
26	18,954	5,855	1,033	15,006	4,194	45,042
27	19,090	5,900	1,036	14,899	4,227	45,152
28	19,042	5,891	1,033	14,713	4,219	44,898
29	19,042	5,884	1,026	14,568	4,223	44,743
30	19,046	5,898	1,022	14,423	4,223	44,612
31	19,098	5,918	1,025	14,317	4,238	44,596
32	19,049	5,902	1,022	14,141	4,227	44,341
33	18,998	5,884	1,018	14,000	4,219	44,119

*資源ごみ（古紙類、プラスチック製容器類、ペットボトル類、空き缶類、
飲・食用ガラスびん類、乾電池、蛍光管）

●さらに減量効果等が期待できる施策

現時点では実施時期等の関係で施策として減量効果等に反映していないが、減量効果等が大きい施策として次の施策が考えられ、施策実施の場合は、処理基本計画を改定し反映させることが望ましい。

○家庭系ごみ処理の有料化の検討（指定ごみ袋による単純従量制の導入）

環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」（平成19年6月）では、燃やすごみを排出する際の手数料の料金水準と平均排出抑制率との関係は、10当たり1～2円程度の料金水準で10%強の排出抑制効果が見られるとしている。

○事業系ごみ処理手数料の見直しの検討

ごみ処理費に係る排出事業者の負担割合を検討し、適正な処理手数料に改定することにより、経済的インセンティブによる減量効果により事業系ごみ量は減少すると考える。

●施策による減量効果等反映後のごみ発生量予測と目標値の関係

①1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）

	H20	H23	H27	H32	H33
量 (g/日・人)	536.3	436.7	436.1	434.9	434.7
対 H20 年指数	100	81.4	81.3	81.1	81.1
目標数値			460		430

②1人1日当たり換算した事業系ごみ排出量

	H20	H23	H27	H32	H33
量 (g/日・人)	355.9	342.4	322.9	306.4	304.0
対 H20 年比	100	96.2	90.7	86.1	85.4
目標数値			320		300

③リサイクル率

	H20	H23	H27	H32	H33
リサイクル率	15.5%	22.4%	22.9%	23.3%	23.4%
目標数値			23%		24%

《資料編》

*ごみ発生量推計に係る原単位について

家庭系ごみ

平成23年度時点での1人1日当たり家庭系ごみ排出量(単位:g/人・日)

現状施策での推計		分別見直し後推計		減量効果反映後	
ごみ種	量	ごみ種	量	減量効果	反映後の量
普通ごみ類	467.3 g	焼却ごみ類	430.8 g	▲16.8 g	414.0 g
プラスチック類	55.9 g	古紙類	60.7 g	*減量効果 ▲3.6% 467.3 g × 3.6%	
ペットボトル類	6.6 g	プラスチック製容器類	33.5 g		
金属類	10.4 g	ペットボトル類	6.6 g		
びん類	19.4 g	空き缶類	5.7 g		
小型破碎ごみ類	3.8 g	飲・食用ガラスびん類	19.4 g		
不燃物類	11.7 g	破碎ごみ類	10.3 g		
乾電池	0.4 g	陶器・ガラス類	8.2 g		
蛍光管	0.3 g	乾電池	0.4 g		
粗大ごみ	4.3 g	蛍光管	0.3 g		
		粗大ごみ	4.3 g		

事業系ごみ

平成23年度時点での1日当たりの事業系ごみ排出量(単位:t/日)

現状施策での推計		分別見直し後推計		減量効果反映後	
ごみ種	量	ごみ種	量	減量効果	反映後の量
普通ごみ類	40.94 t	焼却ごみ類	41.94 t	▲0.41 t	41.53 t
プラスチック類	0.94 t	古紙類	—	*減量効果 ▲1% 40.94 t × 1% 以降毎年度▲1%の減量とする。	
ペットボトル類	0.003 t	プラスチック製容器類	—		
金属類	0.02 t	ペットボトル類	0.003 t		
びん類	0.02 t	空き缶類	0.01 t		
小型破碎ごみ類	0.02 t	飲・食用ガラスびん類	0.02 t		
不燃物類	0.42 t	破碎ごみ類	0.09 t		
乾電池	0.002 t	陶器・ガラス類	0.29 t		
蛍光管	0.004 t	乾電池	0.002 t		
粗大ごみ	0.42 t	蛍光管	0.004 t		
		粗大ごみ	0.42 t		